

町田市学校の統合に伴う学区外通学と
費用負担等検討委員会 報告書

2023年3月

町田市学校の統合に伴う学区外通学と費用負担等検討委員会

はじめに

まちだの新たな学校づくりを進めるにあたっては、子どもたちのためによりよい学校の教育環境を作っていくことはもちろん、毎日の登下校に際して、安全でより負担の少ない通学環境を整えていくことが大切です。「町田市学校統合に伴う学区外通学と費用負担等検討委員会」では、学校の統合と学区の再編によって、通学の負担が大きくなったり、繰り返し通学先が変更となったりする児童・生徒への具体的な配慮について検討を重ねてきました。

新たな学校づくりには、学校の統合や学区の変更が伴います。そのため、地域との関係にも配慮しながら、児童・生徒の通学の負担が過大とならないような柔軟な配慮をあらかじめ検討して準備しておく必要があります。例えば、学校の統合や学区の変更により、指定校が変更になった際、それまで通学していた学校にも引き続き通えるような仕組みをはじめ、校舎の移転で指定校までの通学が長距離・長時間になる場合、より短距離・短時間で通学できる隣接校も希望できるような仕組みなど、児童・生徒と保護者の視点に立ちながら、各地域で年度毎のシミュレーションを行い、市としての制度を設計することが求められます。

本検討委員会では、「指定校の変更があっても、入学した学校に卒業まで通学することはできないか」、「遠くの指定校より、近くの隣接校に通学できるようにならないか」などの保護者や児童・生徒の願いを受け止めながら、学区外通学と費用負担等に関する具体的な対応策を検討してきました。もちろん、私たちが暮らしている場所はそれぞれ異なることから、これまでもそうであったように、市内のすべての児童・生徒がまったく同じ条件の下で学校へ通えるようになることはありません。しかし、統合に伴い校舎が再度移転する時期には選択の機会を増やしたり、単に近いだけではなく安全面にも配慮した選択を可能にしたり、通学に路線バス等を使用する場合にはその費用の負担軽減（通学費補助金制度）を提供したりするなど、「通学の負担を少しでも軽減できれば」という思いは共通であり、そのもとで意見の集約と具体的な提案のまとめをしました。

本検討委員会での協議にあたっては、学務課をはじめ、教育委員会事務局が時間をかけて検討資料とデータをご準備いただいたうえで、協議にあたっては意見カードを事前に作成して集約するなどの工夫を図ることにより、計4回という限られた検討委員会の場で、遅滞なく報告書を取りまとめることができました。ご尽力に記して感謝を申し上げます。

最後に、子どもたちが学校へ通うという日常を守り続けていくためには、児童・生徒本人だけでなく、家庭、学校、行政、地域がそれぞれの立場でできることを考えて日々取り組んでいくことが大切です。子どもたちが学校で学んでいくうえでの大前提ともいえる通学の条件が町田市全体で整えられ、まちだっ子の健やかな育ちを支えていくことを願います。

2023年3月
町田市学校の統合に伴う学区外通学と費用負担等検討委員会
会長 丹間 康仁

目次

第1章 「まちだの新たな学校づくり」と本検討委員会の検討項目について.....	1
1 まちだの新たな学校づくり(岡田市立学校の統合等)	2
2 本検討委員会における検討項目.....	2
第2章 現在の諸制度について.....	3
1 学区外通学制度.....	4
(1) 就学指定校変更制度.....	4
(2) 通学区域緩和制度	5
(3) 小規模特認校制度	5
2 通学の費用負担.....	6
(1) 通学費補助金制度	6
第3章 新しい学区外通学制度について.....	8
1 通学先の配慮(通学する学校が変わることに対する配慮)	9
(1) 検討委員会で出された意見.....	9
(2) 通学先の配慮として検討した案	9
(3) 特別支援学級への適用	13
2 通学距離の配慮(通学が長距離になることに対する配慮)	14
(1) 検討委員会で出された意見.....	14
(2) 通学距離の配慮として検討した案.....	15
第4章 学校統合等に伴う新たな通学の費用負担方法について.....	18
1 新たな通学の費用負担制度.....	19
(1) 検討委員会で出された意見.....	19
(2) 新たな費用負担の方法として検討した案.....	19
第5章 特別支援学級等について.....	22
1 特別支援学級.....	23
2 特別支援学級における通学先の配慮.....	23
第6章 新しい学区外通学制度等に望むこと.....	24
1 学区外通学制度に望むこと.....	25
2 通学の費用負担に望むこと.....	25
資料.....	26
1 検討委員会委員名簿.....	27
2 検討委員会開催経過.....	28
3 検討委員会で提出された意見.....	29

第1章 「まちだの新たな学校づくり」と本検討委員会の検討項目について

本検討委員会を設置する経緯である「まちだの新たな学校づくり」の取組について確認し、本検討委員会において検討する項目を共有しました。

- 1 まちだの新たな学校づくり（町田市立学校の統合等）
- 2 本検討委員会における検討項目

1 まちだの新たな学校づくり（町田市立学校の統合等）

町田市教育委員会では、町田市立学校を取り巻く環境変化に柔軟に対応しながら、町田に生まれ育つ未来の子どもたちが夢や志をもち、未来を切り拓くために必要な資質・能力を育むことができる環境を創出するため、2021年5月に「町田市新たな学校づくり推進計画（以下「推進計画」という）」を策定しました。

推進計画は「学校施設整備の基本的な考え方」「適正規模・適正配置の基本的な考え方」「新たな通学区域」の3つの要素で構成されており、今後の児童生徒数の減少、学校施設の老朽化に対応しながら、未来の町田の子どもたちにより良い教育環境を整備するため、2040年度までに段階的に達成する新たな通学区域および学校統合等の目標年度を定めています。

推進計画において先行して検討を開始することとなっている本町田地区、南成瀬地区、鶴川地区、南第一小学校地区の小学校9校の5地区では、新たな学校づくりに向けて必要な事項について、対象校の保護者や地域の方々と一緒に検討するため、「新たな学校づくり基本計画検討会（以下「検討会」という）」が開催され、具体的な検討が進められました。

検討会では、学校統合等に伴う通学区域や学校の位置の変更により、通学路が変わることや通学距離が延びてしまうことに対して、「指定校の変更があっても、入学した学校に卒業まで通学することはできないか」、「通学区域が変更になる学校に在学中であっても、変更後の遠くの指定校より近くの隣接校に通学できるようにしてほしい」など、不安や対策について多くのご意見、ご要望をいただきました。

これらのご意見、ご要望を踏まえ、新しい通学区域になるにあたって、通学先の選択や通学にかかる費用負担の面から、子どもたちにどのような配慮ができるかを検討するため、2022年9月に「町田市学校の統合に伴う学区外通学と費用負担等検討委員会（以下「本検討委員会」という）」が設置され、2023年3月までに4回の委員会が開催され、新たな学区外通学制度等について検討を行いました。

2 本検討委員会における検討項目

本検討委員会では、「町田市学校の統合に伴う学区外通学と費用負担等検討委員会設置要領（資料1）」に定めるとおり、以下の項目について検討し教育委員会に検討内容を報告します。

- （1）学校と通学区域の統合に伴う指定校以外の学校への通学に関すること。
- （2）通学の費用負担（通学費補助金制度）に関すること。
- （3）上記2項目のほか、教育委員会が必要と認める事項。

第2章 現在の諸制度について

新しい学区外通学制度等を検討するにあたって、現在の学区外通学制度及び通学の費用負担の基本情報を確認しました。

- 1 学区外通学制度
- 2 通学の費用負担

1 学区外通学制度

町田市立小・中学校は、お住いの住所により入学する学校（指定校）が定められています。

本検討委員会の検討に先立ち、現在の学区外通学制度である、町田市が定める基準に該当する場合のみ指定校の変更が可能な「町田市就学指定校変更制度」、入学の際、希望により指定校以外の学校への入学を申請できる「町田市小・中学校通学区域緩和制度」、特定の地域に居住する児童生徒が利用できる「町田市小規模特認校制度」について、基本情報を確認しました。

(1) 就学指定校変更制度

- ・ 全学年が対象。
- ・ 町田市就学指定校変更許可基準の事由に該当する場合のみ、指定校の変更が可能な制度。（各事由は下記の許可基準表のとおり。）
- ・ 受入枠の上限がない。
- ・ 随時申請が可能。

■町田市就学指定校変更許可基準

	事由	許可基準	許可期間
1	途中転居	在学中に通学区域外へ転居した場合で、引き続き在籍校に通学することを希望する場合	卒業まで
2	転居予定	転居予定地の通学区域指定校に、あらかじめ通学を希望する場合	転居するまでの期間（1年間程度）
3	下校後の保護	共働き等のため、下校後、祖父母宅等で児童の保護をする場合で、その保護宅の通学区域指定校に通学することを希望する場合	卒業まで（申請は小学校3年生まで）
4	兄弟姉妹関係	兄弟が、教育委員会の許可を受けて、通学区域外の学校に通学している場合で、弟妹も兄弟と同じ学校に通学することを希望する場合	卒業まで
5	特認地区	教育委員会が定めた特定の住所地に居住している場合で、指定校以外に通学を認められた学校に通学することを希望する場合	卒業まで
6	身体的理由	身体的な理由で、指定校への通学が困難な場合で、通学可能な学校に通学することを希望する場合	卒業まで
7	小中学校の継続	教育委員会の許可を受けて、通学区域外の小学校を卒業し、継続する中学校が通学区域の中学校以外の場合で、継続する中学校へ、入学することを希望する場合	卒業まで
8	教育的配慮	いじめ、不登校等学校生活に起因する事情により、在籍校又は指定校に通学が困難な場合で、就学校を変更することにより改善が見込まれると教育委員会が判断した場合	卒業まで

(2) 通学区域緩和制度

通学区域緩和制度は、入学に際して、保護者や児童・生徒が自ら希望し、指定校以外の学校への入学を申請できる制度です。指定校に入学する場合は、申請する必要はありません。

①制度の概要

- ア 新入学児童・生徒が対象。
- イ 理由は問わない。
- ウ 各学校の受入枠の範囲で、指定校以外の学校を希望できる制度。
- エ 小学校は隣接する学区の小学校のみ、中学校は市内全域の中学校から希望することができる。
- オ 申請期間は入学年の前年8月上旬～10月上旬。

(3) 小規模特認校制度

小中一貫ゆくのき学園（大戸小学校・武蔵岡中学校）が、小規模特認制度を利用して通学することができる小規模特認校となっており、大戸小学校または武蔵岡中学校の学区を除く相原町に居住している児童・生徒が利用できます。

①小規模特認校への申請要件

- ア 就学を希望する小規模特認校の教育方針に賛同していること
- イ 児童が指定地域（相原町）に住所を有すること
- ウ 児童が小規模特認校に自力で通学することができること
- エ 児童が卒業まで小規模特認校に通学することができること
- オ 申請期間は入学年の前年8月上旬～10月上旬。

2 通学の費用負担

通学の費用負担の検討にあたり、現在、町田市が通学にかかる保護者の費用負担を軽減するために支給している「通学費補助金制度」について、基本情報を確認しました。

(1) 通学費補助金制度

住所から指定された町田市立小・中学校へ通学する際、遠距離のため公共交通機関を利用している児童生徒の保護者に対して、通学定期代の3分の2を補助する制度。所得制限はありません。

① 対象者（利用条件）

- ア 町田市立小・中学校に在籍していること
- イ 通学距離が、おおむね小学校で1.5 km以上、中学校で2.0 km以上あること
- ウ 指定校に通学していること。または、教育委員会が定めた特定の住所地に居住している場合で、通学を認められた学校に通学していること
- エ 公共の交通機関での通学を学校長が認めていること
- オ 定期券を購入していること

② 支給金額（補助割合）

- ・ 1か月の通学定期代金の3分の2の額を、月数に応じて支給。

（補助割合の経過）

制度の導入に当たり、地域によっては遠距離通学にもかかわらず、バスなどの公共交通機関が利用できないため、徒歩で通学している児童・生徒がいることなどを考慮して、全額補助ではなく一部補助となりました。現在の補助率2/3については、制度開始時の補助率1/2について、保護者の負担が大きいというご意見が多かったこともあり、2013年4月1日から補助率を2/3に変更しました。

③ 通学距離

- ・ 小学校1.5 km以上、中学校2 km以上が対象

（通学距離の考え方）

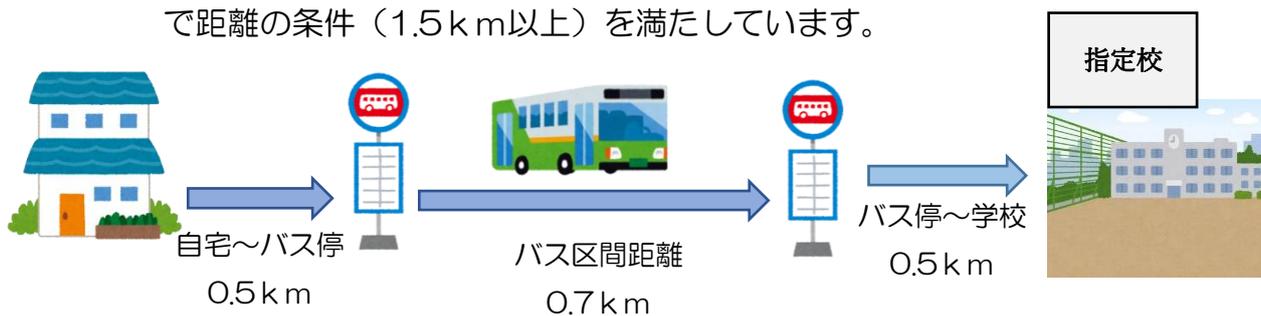
徒歩による通学距離の許容範囲について、国の基準では小学校4 km・中学校6 kmを目安としています。町田市の通学費補助制度では、徒歩通学の基準を成人の歩く早さ（時速4 km）で30分以内で通学できる距離であることや、他市の状況を参考にして、中学生はおおむね2 km以上を補助の対象としました。さらに、小学生については距離条件を緩和して、2 kmより

短い 1.5km 以上を対象としました。

④ 通学距離の測り方

通学費補助金制度の「通学距離」については、「自宅からバス停」+「バス区間距離」+「バス停から学校」の距離で測っています。

<例：小学校の場合> 下記の場合、合計距離は 1.7km なので距離の条件（1.5km 以上）を満たしています。



第3章 新しい学区外通学制度について

新しい通学区域における子どもたちの通学負担に配慮できるように、現行の学区外通学制度を拡充する案を検討しました。

- 1 通学先の配慮（通学する学校が変わる負担に対する配慮）
- 2 通学距離の配慮（通学が長距離になる負担に対する配慮）
- 3 学区外通学制度一覧表

1 通学先の配慮（通学する学校が変わることに対する配慮）

検討委員会では、学校の統合や通学区域再編により通学する学校が変わる児童・生徒への配慮の検討を行いました。

（1）検討委員会が出された意見

- ◆その時の友人関係や学校・担任等の関わりといった事情を反映できるようにしてほしい。
- ◆新校舎完成時に残りの小学校生活が短い児童は、それまでの友達関係もあり、多少遠くなっても新しい学校へ通いたいと考える児童は多いと思う。
- ◆学区変更地域に住む児童は、学年が上がれば上がるほどそれまで築いてきた友達関係を維持するために、新しい学区の学校には行きたがらないのではと思う。

（2）通学先の配慮として検討した案

① 統合に伴う通学区域再編^{※1}により学区が変更になる場合の配慮

ア 対象者

通学区域が変更になる時点でその地域に居住する児童・生徒

イ 選択可能な学校

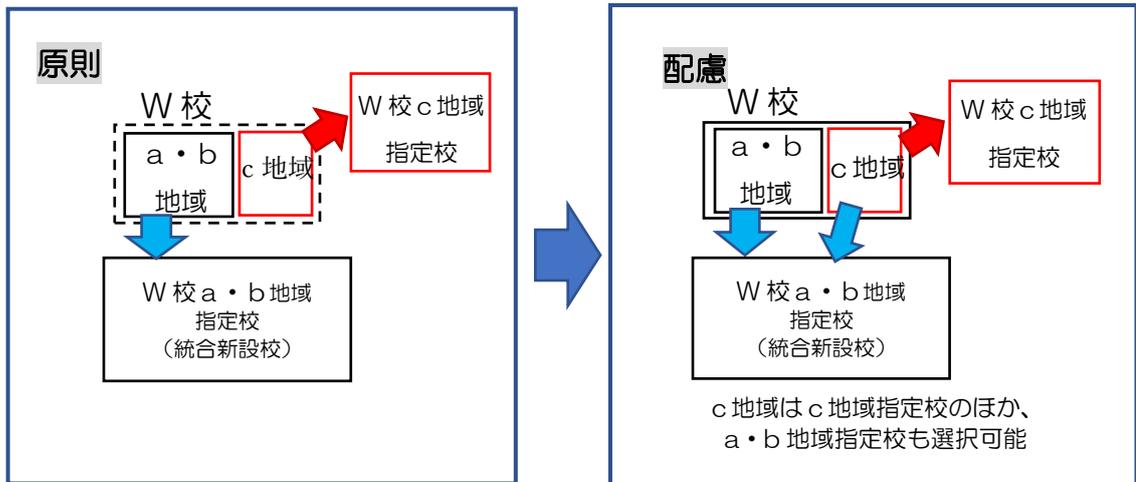
通学区域変更前に在籍していた学校^{※2}と、通学区域変更後の指定校のいずれか

※1 統合に伴う通学区域再編により学区が変更となる地域とは

町田市新たな学校づくり推進計画に定める2040年度までに段階的に達成する新たな通学区域においては、学校統合で単に、対象校A校とB校の学区を統合するのではなく、町区域に基づいた通学区域及び小・中学校区の整合を可能な限り図っています。そのため、A校とB校の学校統合時に隣接するC地域を学区に組み入れる、若しくは、A校とB校の統合の際に学区の一部を隣接校の学区に変更する学区再編を行います。

統合に伴う学区再編により学区が変更となる地域とは、統合時に新たに組み入れられる地区、若しくは他の学校の学区となる地域を指します。

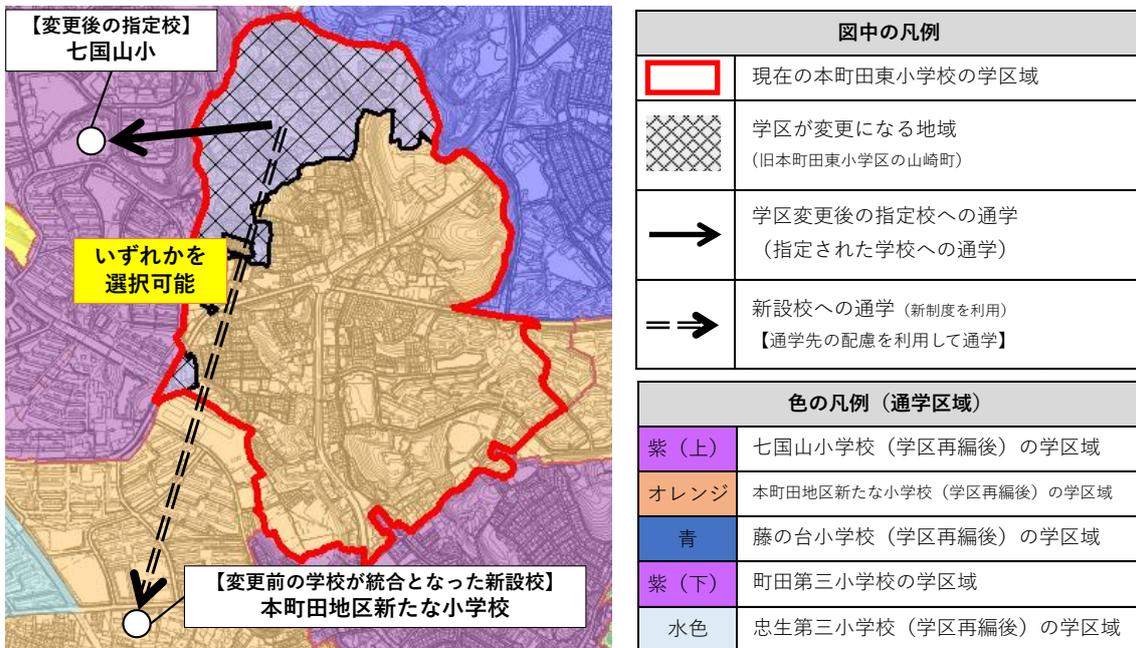
※2 在籍していた学校が統合される場合は統合新設校



統合に伴う通学区域再編により学区が変更になる場合の配慮の事例

●本町田東小学校学区の山崎町（2025年度統合時）

- 本町田東小学校は、2025 年度に本町田小学校と統合し、現在の本町田小学校の位置に、<本町田地区新たな小学校> が開校します。
- これにともなう学区再編により、日本町田東小学区の山崎町は、2025 年度に七国山小学校の学区に変更となります。
- 指定校が七国山小学校となり、原則は七国山小学校に通学することになりますが、**【通学先の配慮】**を利用して、**本町田地区新たな小学校への通学を選択できるようにします。**

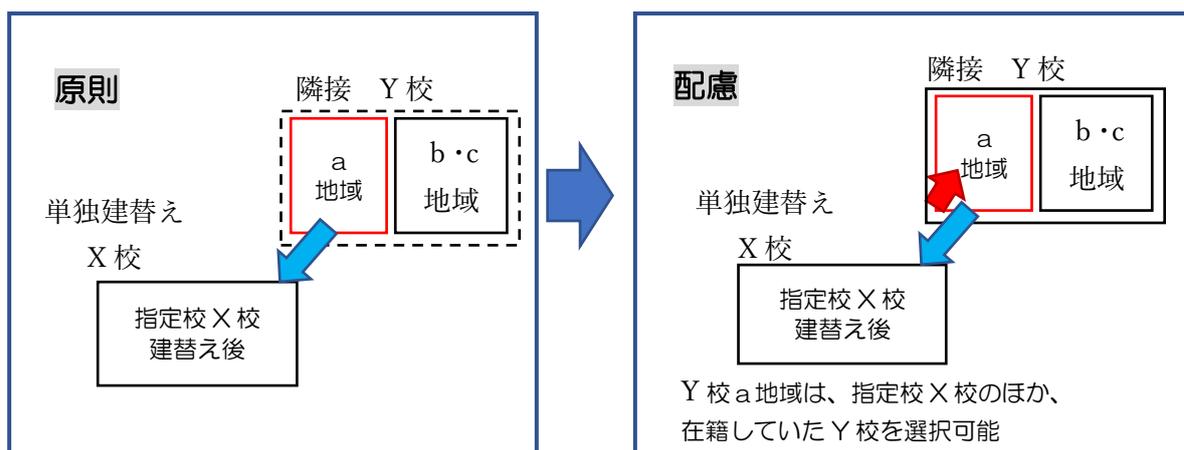


② 校舎建替に伴う通学区域再編により通学区域が変更になる場合の配慮
ア 対象者

通学区域が変更になる時点でその地域に居住する児童・生徒

イ 選択可能な学校

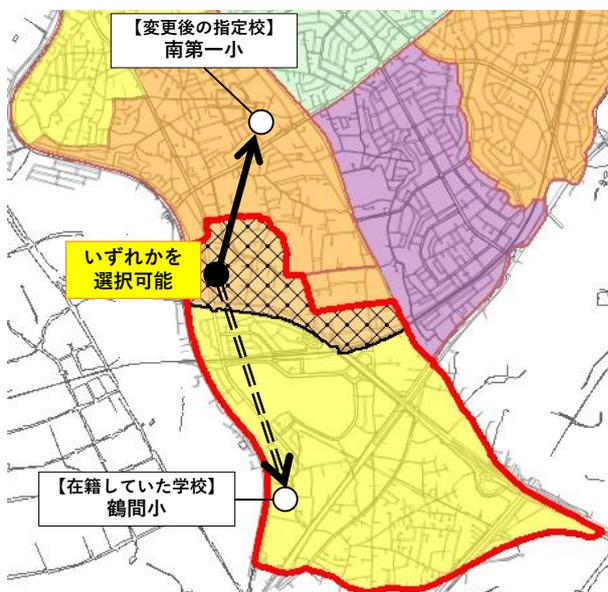
通学区域変更前に在籍していた学校と、建替による通学区域変更後の指定校のいずれか



校舎建替に伴う通学区域再編により通学区域が変更になる場合の配慮の事例

●南第一小学校学区の南町田3～5丁目（2030年度新校舎使用開始時）

- 南第一小学校は、2027年度から校舎の建て替えをおこない、2030年度から新校舎の使用を開始します。
- これに伴う学区再編により、旧鶴間小学校学区の南町田3丁目～5丁目は、2030年度に南第一小学校の学区に変更となります。
- 指定校が南第一小学校となり、原則は南第一小学校に通学することになりますが、**【通学先の配慮】**を利用して、これまで在籍していた鶴間小学校への通学を選択できるようになります。



凡例	
	現在の鶴間小学校の学区
	学区が変更になる地域 (旧鶴間小学校学区の南町田3丁目～5丁目)
	学区変更後の指定校への通学 (指定された学校への通学)
	これまで在籍していた学校への通学（新制度を利用） 【通学先の配慮を利用して通学】

色の凡例（通学区域）	
オレンジ（中央）	南第一小学校（学区再編後）の学区区域
黄（下）	鶴間小学校（学区再編後）の学区区域
紫	南つくし野小学校（学区再編後）の学区区域
オレンジ（右上）	つくし野小学校の学区区域
水色	小川小学校の学区区域
黄（上）	南第四小学校（学区再編後）の学区区域

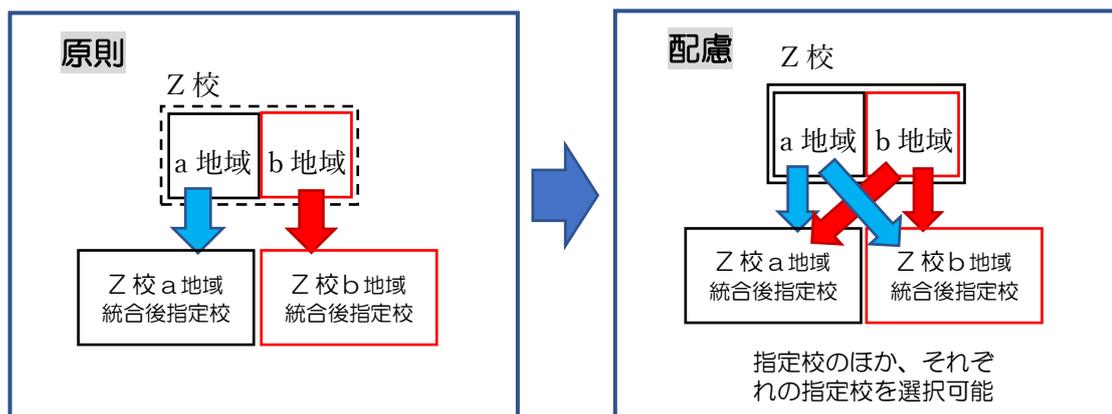
③ 現在在籍している学校が分割されて統合される場合の配慮

ア 対象者

現在在籍している学校が分割されて統合される時点でその学校に在籍している児童・生徒

イ 選択可能な学校

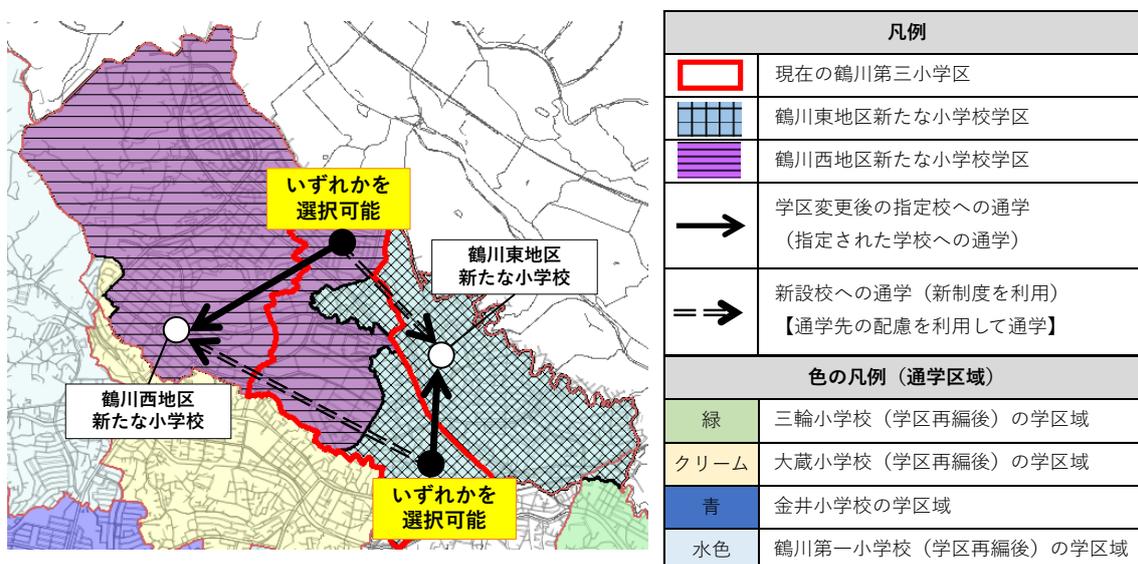
通学区域を分割して引き継ぐ新設校のいずれか



学校が分割されて統合される場合の配慮の事例

● 鶴川第三小学校の分割統合（2026年度分割統合時）

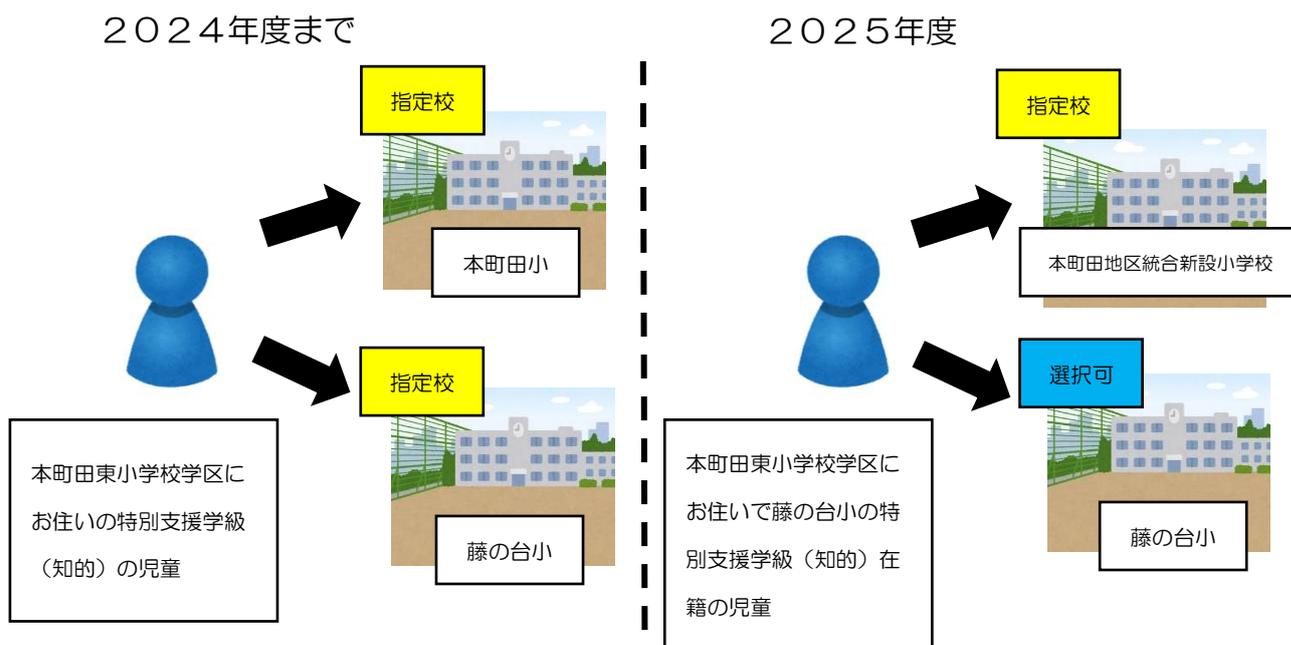
- 鶴川第三小学校は、2026年度に学区を分割し、鶴川第二小学校の位置にできる<鶴川東地区新たな小学校>と、鶴川第四小学校の位置にできる<鶴川西地区新たな小学校>に、それぞれに統合になります。
 - 旧鶴川第三小学校の児童は、居住地によって、<鶴川東地区新たな小学校>と、<鶴川西地区新たな小学校>のどちらかが指定校になります。
 - 原則は指定校に通学することになりますが、鶴川第三小学校の児童は、**【通学先の配慮】を利用して、どちらの学校でも選択できるようにします。**



(3) 特別支援学級への適用

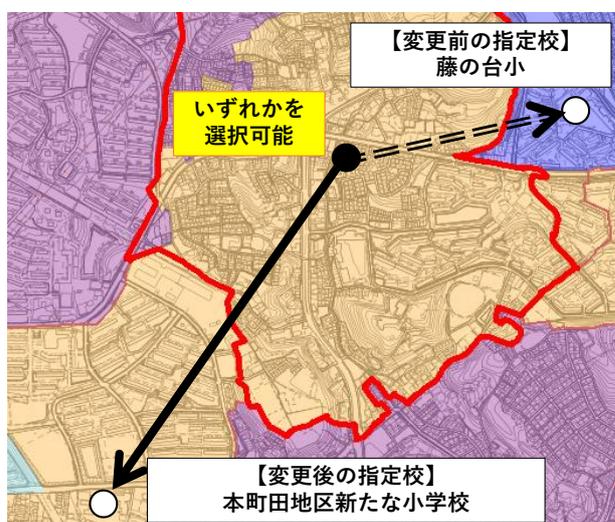
特別支援学級に通う児童・生徒については、統合や通学区域再編により、新たな指定校が指定された場合、新たな指定校とこれまで通っていた学校とのいずれかを選択できる配慮の検討が必要です。

特別支援学級への配慮の事例



本町田東小学校には知的障がい特別支援学級がないため、知的障がい特別支援学級が設置されている本町田小または藤の台小が指定校になります。

知的障がい特別支援学級の設置が予定されている本町田地区統合新設小学校が指定校となりますが、通学先の配慮として、これまで通っていた藤の台小を選択することができます。



凡例	
	現在の本町田東小学校学区
	学区変更後の指定校への通学 (指定された学校への通学)
	これまで通っていた学校への通学（新制度を利用） 【通学先の配慮を利用して通学】
色の凡例（通学区域）	
紫（上）	七国山小学校（学区再編後）の学区域
オレンジ	本町田地区新たな小学校（学区再編後）の学区域
青	藤の台小学校（学区再編後）の学区域
紫（下）	町田第三小学校の学区域
水色	忠生第三小学校（学区再編後）の学区域

2 通学距離の配慮（通学が長距離になることに対する配慮）

検討委員会では、学校の統合や通学区域再編により、通学が長距離となる児童への配慮の検討を行いました。

（1）検討委員会が出された意見

- ◆自宅から近い学校を希望できるような配慮をしてほしい。
- ◆新校舎に戻るタイミングで再度希望調査をしてほしい。

(2) 通学距離の配慮として検討した案

① 統合や通学区域再編により通学距離が長距離となる児童への配慮

ア 対象者

統合や通学区域再編時に該当となる小学校に在籍し、統合や通学区域再編により、自宅から指定校までの距離が 1.5 km 以上になる児童

イ 選択可能な学校

自宅からの距離が 1.5 km 未満の隣接する通学区域の学校

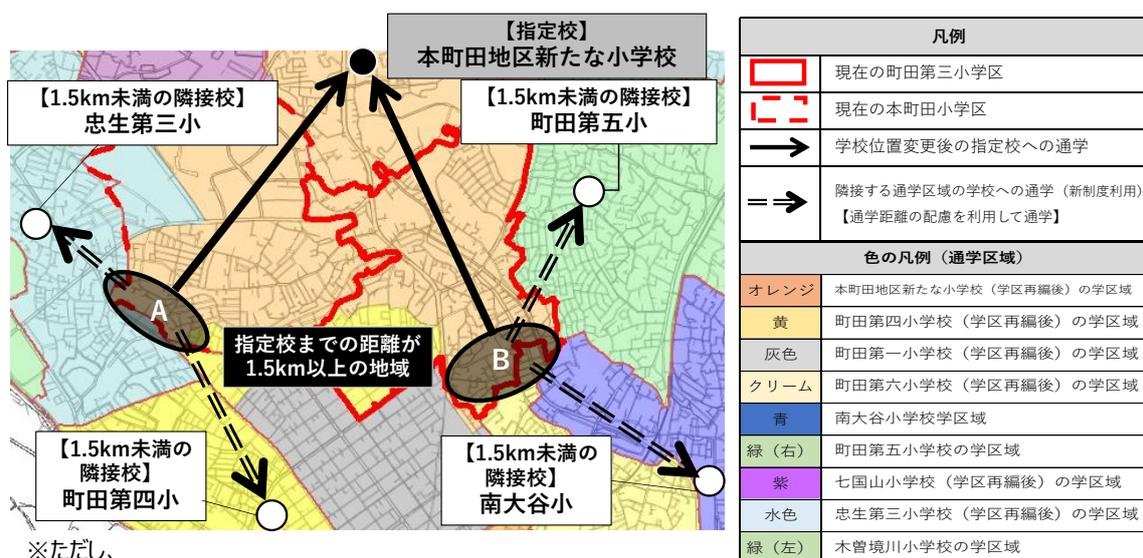
ウ 課題

受入校の学校施設状況などによりすべての希望者を受入できない可能性があります。

統合や通学区域再編により通学距離が長距離となる児童への配慮の例

● 小学校・町田第三小学校学区の一部地域（2028 年度新校舎使用開始時）

- 2028 年度に、町田第三小学校が本町田地区新たな小学校に統合となるとともに、現在の本町田東小学校の位置に本町田地区新たな小学校の新校舎の使用を開始します。
- これに伴い、学校の位置が変わることで、図中 A・B 付近の地域は、自宅から学校までの距離が 1.5km 以上となります。
- これらの地域に居住する児童は、原則、指定校である本町田地区新たな小学校へ通学することになりますが、【通学距離の配慮】を利用して、より近い場所にある、隣接する通学区域の学校への通学を希望できるようにします。



※ただし、

- ・自宅からの距離が 1.5km 未満の隣接する通学区域の学校に限り希望できます。
- ・学校位置が変更になる時点で在籍している児童に限り希望できます。
- ・受入校の学校施設の状況により、受入人数を制限する場合があります。

② 仮校舎に通学する児童への配慮

ア 対象者

学校統合時に該当となる小学校に在籍し、建替えにより元の通学区域外の仮校舎へ通学することとなる児童

イ 選択可能な学校

隣接する通学区域の学校

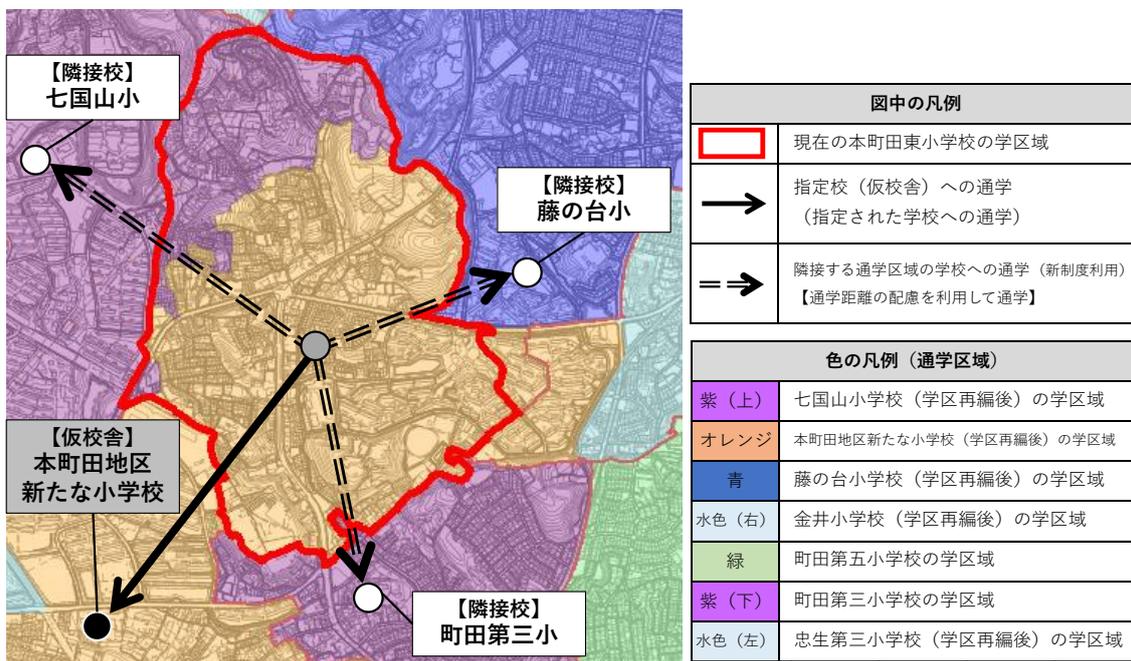
ウ 課題

受入校の学校施設状況などによりすべての希望者を受入できない可能性があります。

仮校舎に通学する児童への配慮の例

● 仮校舎移転時の本町田東小学校（2025年度校舎位置変更時）

- 本町田東小学校は、2025年度に本町田小学校と統合し、現在の本町田小学校の位置に、〈本町田地区新たな小学校〉（仮校舎）が開校します。
- これに伴い、元の通学区域の外にある仮校舎に通学することとなりますが、**【通学距離の配慮】**を利用して、**隣接する通学区域の学校への通学を希望できるようにします。**



※ただし、

・受入校の学校施設の状況により、受入人数を制限する場合があります。

3 学区外通学制度一覧表

		就学指定校 変更制度		通学区域 緩和制度		学校の統合に伴う 新たな学区外通学制度検討案	
制度の内容		途中転居や下校後の保護、兄弟姉妹関係等、町田市が定める基準に該当する場合、指定校を変更できる		入学に際し、希望により指定校以外の学校への入学を申請できる 小学校は隣接する学区の小中学校のみ、中学校は市内全域希望できる【※小中それぞれ受入枠あり】		通学先の配慮 ①統合に伴う学区再編により指定校が変更となる場合は、変更前に在籍していた学校と変更後の指定校のいずれかを選択できる ②校舎建替えに伴う学区再編により指定校が変更となる場合は、変更前に在籍していた学校と変更後の指定校のいずれかを選択できる ③現在在籍している学校が分割して統合する場合、分割して引き継ぐ学校のいずれかを選択できる。	
	対象者		全学年		新入学の児童・生徒		通学先の配慮 ①② 統合や学区再編時に当該地域に居住している児童・生徒 ③ 現在在籍している学校が分割統合する時点でその学校に在籍している児童・生徒 通学距離の配慮 統合や学区再編時に当該地域に居住している児童

第4章 学校統合等に伴う新たな通学の費用負担方法について

学校統合等により新たな費用負担が生じる児童・生徒への配慮ができるように、費用負担方法について検討を行いました。

1 新たな通学の費用負担制度

1 新たな通学の費用負担制度

学校統合等により新たな費用負担が生じる児童・生徒への配慮ができるように、現状の通学費補助金制度を拡充する検討を進めました。

(1) 検討委員会で出された意見

- ◆それまでの友達関係で、多少遠くなっても新しい学校へ通いたいと考える児童も通学費補助の対象にしてあげられると安心して通えると思う。
- ◆友達を優先して通いたいと考えるのは当然だと思う。通学費補助の対象にしてほしいと思う。
- ◆兄弟が通学費補助を利用するのであれば、弟妹にも同様に適用してあげたい。

(2) 新たな費用負担の方法として検討した案

現行の通学費補助制度は、原則、指定校に通学していることが利用条件となりますが、前述の第3章 1「通学先の配慮」により学校を選択した場合も、補助要件に該当すれば、補助対象とする案を検討しました。

「通学先の配慮」制度を追加した通学費補助の例

〈旧本町田東小学校学区の山崎町に居住している児童の場合〉

学校を統合する時点（2025年度）で、旧本町田東小学校学区の山崎町に居住している児童は、指定校が本町田東小学校から七国山小学校に変更になりますが、指定校である七国山小学校（下表①）のほか、「通学先の配慮」により希望できる本町田地区統合新設小学校（下表②）を選択して通学することができます。

①指定校	七国山小学校	②通学先の配慮により希望できる学校	本町田地区統合新設小学校	
学区の変更年度	2025年度～	統合年度	2025年度～	
学校位置	2025年度～ 2029年度	学校位置	2025年度～ 2027年度	現 本町田小学校 (仮設校舎)
			2028年度～	現 本町田東小学校

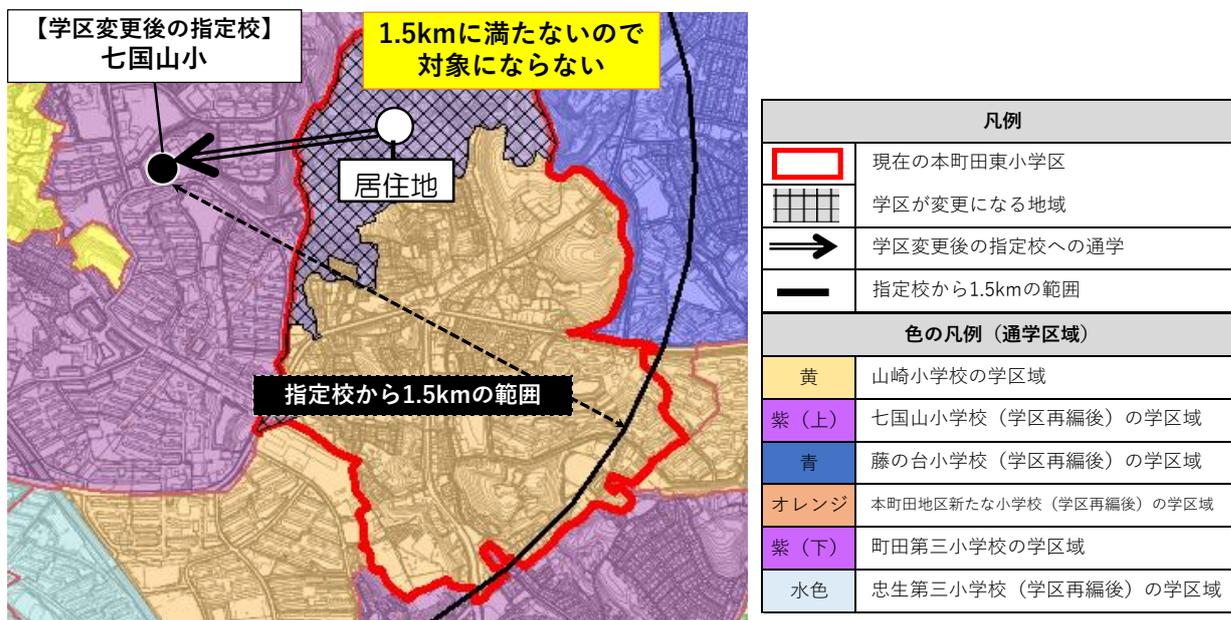
① 指定校に通う場合

<2025 年度から七国山小学校に通う場合>

旧本町田東小学校学区の山崎町に居住している児童が、指定校の七国山小学校に通う場合、通学距離が 1.5km 未満であるため、通学費補助の対象になりません。

旧本町田東小学校学区の山崎町に居住している児童が2025年度から指定校の七国山小学校に通う場合

	2024年度 指定校←	2025年度 →学区変更後の指定校
	本町田東小学校	七国山小学校



【注意】

上の地図は居住地から指定校までの距離を便宜上、直線に表示していますが、通学費補助金を適用する際は「自宅からバス停」+「バス区間距離」+「バス停から学校」の距離を測ります。このため、上の地図の「指定校から 1.5km の範囲」の中に居住する児童についても、通学費補助金の対象になる場合があります。

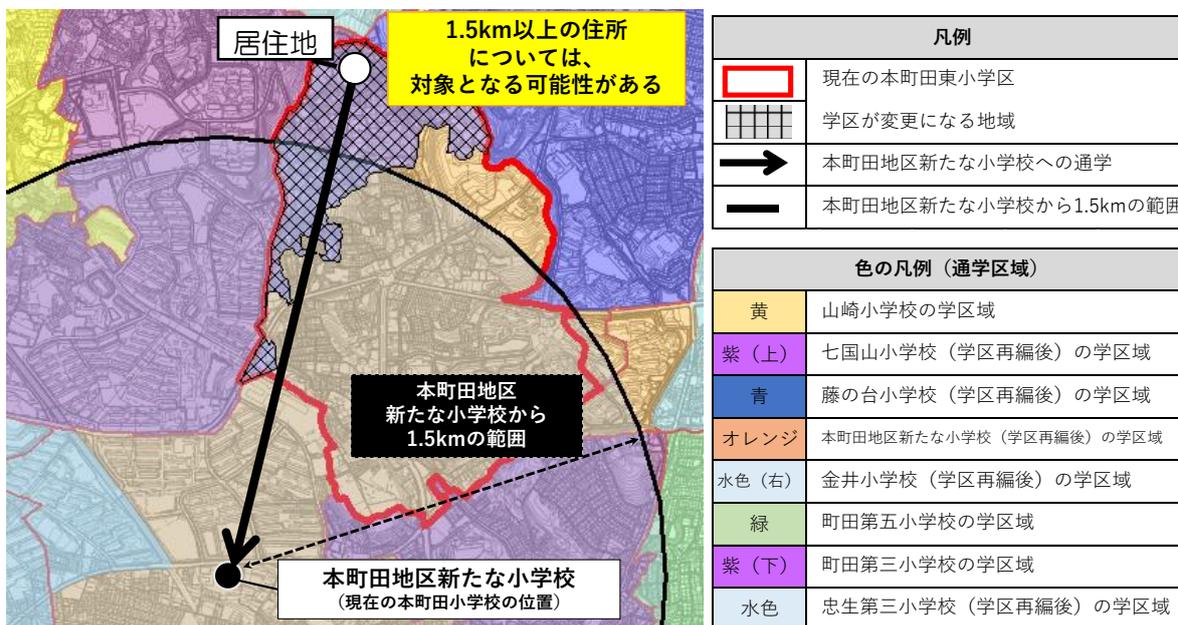
② 「通学先の配慮」を利用する場合

<2025年度から本町田地区統合新設小学校に通う場合>

旧本町田東小学校学区の山崎町に居住している児童が通学先の配慮により、「本町田地区統合新設小学校」に通学し、通学距離が1.5km以上となった場合は、通学費補助の対象となります。

旧本町田東小学校学区の山崎町に居住している児童が2025年度から本町田地区統合新設小学校（仮校舎）に通う場合

	2024年度 指定校←	2025年度 →学区外（通学先の配慮）	2027年度
	本町田東小学校	本町田地区統合新設小学校（仮校舎） （学校位置：現本町田小学校）	



【注意】

上の地図は居住地から小学校までの距離を便宜上、直線に表示していますが、通学費補助金を適用する際は「自宅からバス停」+「バス区間距離」+「バス停から学校」の距離を測ります。このため、上の地図の「本町田地区新たな小学校から1.5kmの範囲」の中に居住する児童についても、通学費補助金の対象になる場合があります。

第5章 特別支援学級等について

特別支援学級等の配置について、今後の新たな学校づくりにおける教育委員会の考え方について確認しました。

- 1 特別支援学級
- 2 特別支援学級の学区外通学

1 特別支援学級

学校統合や学区再編に伴う特別支援学級の配置の考え方について、教育委員会では以下の基本的な考え方を示しています。

- ・現在、特別支援学級を設置している学校は、統合時に移転先の学校に移行します。
- ・「知的障がい特別支援学級」及び「自閉症・情緒障がい特別支援学級」は、全小学校への設置を目指して、建替え時に設置します。
- ・「肢体不自由特別支援学級」の新たな学級整備は行いません。
- ・建替えを予定していない小学校は、地域の状況や児童数、余裕教室等の状況を踏まえて、特別支援学級（知的・情緒）を設置します。

通級指導学級・サポートルーム（特別支援教室）の拠点校

教育委員会には、現在、各学校に設置を予定している特別支援学級のほかに、弱視、難聴、言語の通級指導学級があり、担当教員が市内小学校を巡回して指導を行っています。教育委員会では今後、新たな学校づくりにおける新校舎建設による移転等を踏まえ、現在、拠点校となっている学校については、他校への移転を予定しています。また、利用者数が増加傾向であるサポートルームについても、各拠点の利用者を踏まえ、拠点校の再編を検討していきます。

2 特別支援学級における通学先の配慮

現在、特別支援学級は全校に設置されておりません。よって、学区の指定校に特別支援学級がない場合、近隣の特別支援学級が設置されている学校へ入学することになります。

学校の統合や学区の再編により特別支援学級の指定校が変わる場合も、これまで通っていた学校の特別支援学級に通学できるように、特別支援学級にも「通学先の配慮」を検討する必要があります。

第6章 新しい学区外通学制度等に望むこと

本検討委員会における検討を踏まえ、今後、教育委員会において新しい学区外通学制度等を制度化するにあたり望むことをまとめました。

- 1 学区外通学制度に望むこと
- 2 通学の費用負担に望むこと

1 学区外通学制度に望むこと

今後、新たな学区外通学新制度を制度化するにあたり、検討委員会として以下の2項目を検討することを望みます。

1. 現行の学区外通学制度に、学校統合等に伴う「通学先の配慮」と「通学距離の配慮」を検討すること。
2. 学区外通学の新制度案を制度化する際は、以下の3点を反映させること。
 - (1)「通学先の配慮」で、仮校舎移転時に学区外の学校を選択した場合は、新校舎完成時に通学区域指定校に戻ることができる。
 - (2)「通学距離の配慮」で、仮校舎移転時に学区外の学校を選択した場合は、新校舎完成時に通学区域指定校に戻ることができる。
 - (3)「通学距離の配慮」で学区外の学校を選択する場合は、自宅から最も近い学校を選ぶことができることと、安全面を考慮した選択先を用意する。

2 通学の費用負担に望むこと

今後、新たな通学費補助制度を制度化するにあたり、検討委員会として以下の2項目を検討することを望みます。

1. 学校の統合と学区の再編に伴う通学にかかる保護者の費用負担の軽減として、以下の2項目の追記を検討すること
 - (1)学校の統合と学区の再編に伴う学区外通学制度のうち、「通学先の配慮」を通学費補助の補助対象として新たに追加すること。
 - (2)補助対象の追加に当たり、学区変更後に入学した弟妹を補助対象に加えることや学区変更後に転居した場合の対応についても、保護者や児童生徒の事情を考慮して制度化するよう努めること。
2. 現行の通学費補助制度を拡充すること
 - (1)学校統合による学区域の変更に伴い通学距離が延びることを考慮すると同時に、住所から指定された学校に通学する場合も含めて、通学費補助制度の補助率や補助対象などの拡充に努めること。
 - (2)制度の拡充に当たり、保護者に対して新たな学校づくりの方針への理解を求めるとともに、補助を受けずに通学している家庭や一般市民の方々にも納得していただけるよう、学校の教育活動を中心にしながら、地域間の交流や地域活動の活性化も視野に入れた取り組みとなるよう努めること。

資料

- 1 検討委員会委員名簿
- 2 検討委員会開催経過
- 3 検討委員会で提出された意見

1 検討委員会委員名簿

委嘱及び任命（2022年9月16日付け）

選出区分	氏名	所属 (役職名等)	備考
学識経験者	たんま やすひと 丹間 康仁	千葉大学（准教授）	委嘱
町田市公立小学校 PTA 連絡協議会 の代表	おおの かおり 大野 薫里	鶴川第一小学校 PTA （会長）	委嘱 町田市公立小学校 PTA 連絡協議会推 薦
町田市立中学校 PTA 連合会の代 表	みやざき なおこ 宮崎 直子	町田第一中学校 PTA （監査役）	委嘱 町田市立中学校 PTA 連合会推薦
町田市町内会・自 治会連合会の代表	なか かすと 中 一登	町田第二地区町内会・ 自治会連合会（会長）	委嘱 町田市町内会・自治 会連合会推薦
町田市町内会・自 治会連合会の代表	なかむら きよひこ 仲村 清彦	鶴川地区町内会・自治 会連合会（会長）	委嘱 町田市町内会・自治 会連合会推薦
町田市公立小学校 長会の代表	わかつき まさひろ 若月 雅裕	町田市立町田第三小 学校（校長）	任命 町田市公立小学校 長会推薦
町田市公立中学校 長会の代表	たかはし ひろゆき 高橋 博幸	町田市立南成瀬中学 校（校長）	任命 町田市公立中学校 長会推薦

任期（委員会が町田市学校の統合に伴う学区外通学と費用負担等検討会設置要領第2条の規定による報告をしたときまで）

2 検討委員会開催経過

	開催日	議題・検討内容
第1回	2022年 9月30日	<ol style="list-style-type: none"> 1 ご挨拶 2 委員委嘱・任命および委員長・副委員長の互選 3 学区外通学制度の現状及び事務局案の説明 4 次回検討委員会について
第2回	2022年12月 2日	<ol style="list-style-type: none"> 1 第1回検討委員会の振り返り 2 学区外通学の新制度案への意見交換について 3 学校の統合と学区の再編に伴う通学の費用負担について 4 次回検討委員会について
第3回	2023年 1月27日	<ol style="list-style-type: none"> 1 第2回検討委員会の振り返り 2 学区外通学の新制度案への意見交換のまとめについて 3 学校の統合と学区の再編に伴う特別支援学級等の設置について 4 学校の統合と学区の再編に伴う通学の費用負担への意見交換について 5 次回検討委員会について
第4回	2023年 3月 1日	<ol style="list-style-type: none"> 1 第3回検討委員会の振り返り 2 学校の統合と学区の再編に伴う通学の費用負担への意見交換のまとめ 3 報告書案について
報告	2023年 3月31日	<ol style="list-style-type: none"> 1 町田市教育委員会へ報告

3 検討委員会で提出された意見

1 学区外通学の新制度案に望むこと

学区外通学の新制度の2つの案について、児童・生徒・保護者や地域に与える影響等を考えながら、各委員の立場から意見を出し合い、キーワードごとに以下のとおりまとめました。意見の文面については、修正、要約及び追記することなく、そのまま一覧にまとめています。

<出された意見>

キーワード	意見
制度の趣旨	児童・生徒にとっては教育環境や学習集団が繰り返し変化する影響が大きい。小・中学校の9年間での影響を最小限にするための制度であるという趣旨を打ち出す必要がある。
	新校舎の受け入れ人数を公表しては？ 現行の自由選択制で入学・通学した子ども達・保護者の理解・納得を得られる対応を続けていくことが大切だと思います。
	新たな学校づくりを教育委員会と地域が全力で進める中での通学制度であり、どちらも自由に選べるというスタンスに伝わるのは良くない。理念と原則をしっかりと示したうえで、特例についても認めるという説明が必要である。
	新たな学校づくりでは、学校を核としたコミュニティづくりも重要。学区外の学校を選択する場合に、地域の活動や行事への参加にあたって、不利益や無関心が生じないようにする必要がある。
基礎データ	仮校舎における教室数と児童・生徒一人あたりの校地面積等を知りたい。児童・生徒が集中して、教育環境が阻害されないよう準備のうえ周知する必要がある。
	移転時の学年（残りの在学年数）によって受け止め方が異なると考えられる。入学年度別に選択行動のシミュレーションを行い、モデル・パターンを示す必要がある。
指定校通学	地域のつながりを切らないためにも、指定校として定められている学校に基本的に通学すべき。
	原則は通学区域の指定校。通学区域の指定校を変更する場合、理由は教育的な特殊な事情のみ。学校（校長・担当教諭）との相談等確認を必要とする条件で認める。
	新たな学校が子どもたちにとって魅力的な教育環境となることが重要であり、単純な通学距離の比較だけで学区外への児童・生徒

	の流出が進まないことを望む。
制度運用	土地や住宅を販売する業者または不動産屋に、ここに住むと通学に費用が掛かりますと説明することを義務付けるよう行政から指導してほしい。
	エリアで分けず、その時の友人関係や学校・担任等の関わりといった事情を学校選択に反映できるようにしてほしい。
	入学時に選択する学校について、隣接する学校等の条件をなくしてほしい。統廃合を6年間しなくてよい学校を選べるようにしてほしい。
	自宅から近い学校を希望できるような配慮をしてほしい。
	新校舎に戻るタイミングで再度希望調査をしてほしい。
受入枠	これは同じ地区に住む子どもたちが相談して、ある程度まとまった人数の子どもたちが希望する可能性がある。受入枠を超えてしまった場合の対応が難しくなる。仮校舎に通学する間という期間限定なので、可能な限り受入枠はたくさん広げてほしいと思う。
兄弟姉妹関係	住所で学区が変わるが、入学予定の下の子（が上の子）と同じ学校に入学できるようにしてほしい。住所だけの区分けは問題が出てくると思う。
	通学に関わる複数の制度があるため、混乱を招きやすい。兄弟姉妹で制度を組み合わせて同じ学校に通うことも想定される。保護者にも子どもにもわかりやすく、他の制度との整合性を図る必要がある。
	兄弟が卒業してから学区が変わってしまっても、制服を使いたいので学区外通学を認めてほしい。
通学の安全対策	仮校舎時も、地域と学校が連携を図り通学路の見守りや安全確保を怠らないようにしてほしい。
	「通学距離の配慮」を行う際は、距離が最短な学校があったとしても、通学路の安全が確保されているか確認してほしい。
	児童・生徒が学校教育を受けるうえで、通学は目的ではなく、あくまでも手段である。安全確保を大前提とし、家からの近さだけを理由に選択行動が起きることを憂慮する。

	<p>希望校までの通学路の安全が確保されていれば、隣接校を希望する児童は多くなると思う。遠くなってしまふ新しい指定校へ通学することへのいろいろな配慮ももちろん必要だが、これまで通学路として使われていなかった隣接校への道の安全対策・通学路の整備も同様に力を注いでほしい。</p> <p>通学時の旗振りは統合後も継続なのか？保護者またはボランティアなのか、市の職員がやってくれるのか？</p>
通学の負担軽減	<p>通学時の距離・交通問題（危険度軽減）の対策も同時に考えることも大切でしょう。低学年生が通学については時間がかかるでしょう。バスを利用することも考えたり、保育園・幼稚園の車両を利用させてもらうことも考えられないだろうか。</p> <p>ガードレールがない歩道が多く、路線バスや自転車は小学生では怖いと感じるので、徒歩で通えない距離ならスクールバスを用意してほしい。</p> <p>通学時に路線バスに乗ることはランドセルを背負った子が多く乗ることになり、乗車中の安全確保や周りの乗客とのトラブルが発生した時の対応が難しいのではないかと思う。</p>
費用負担	<p>学区変更地域に住む児童は、学年が上がれば上がるほどそれまで築いてきた友達関係を維持するために、新しい学区の学校には行きたがらないのでは・・・と思う。友達を優先して通いたいと考えるのは当然だと思う。通学費補助の対象にしてほしいと思う。</p> <p>どの学区を選択しても、定期代が掛かるなら、全員同じように補助または全額免除してほしい。</p> <p>新校舎完成時に残りの小学校生活が1～2年と短い児童は、それまでの友達関係もあり、多少遠くなくても新しい学校へ通いたいと考える児童は多いと思う。これらの児童にも通学補助の対象にしてあげられると安心して通えると思う。</p>
その他	<p>鶴三小の分割統合について、友人関係の継続を考慮して、統合の前から意思確認をし、それに基づいてクラス分けをしてはどうか。</p> <p>（校舎の建替えの時は、）複合化ではなく、プラネタリウム等の学校施設としての付加価値を追加してほしい。</p> <p>（鶴川地区において）鶴二中の有効活用を考えてはどうか。合唱部以外の部活動の育成や、教育活動・学校規模などの特徴的なもの。</p> <p>通学している途中に、体調不良で腹痛等があった場合のトイレの確保してほしい。</p>

2 通学の費用負担に望むこと

(1)「学校の統合と学区の再編に伴う学区外通学制度における通学費補助の適用」案についての意見交換

「学校の統合と学区の再編に伴う学区外通学制度における通学費補助の適用」の案について、各委員の立場から意見を出し合いました。意見の文面については、修正、要約及び追記することなく、そのまま一覧にまとめています。

① 通学費補助の対象に「通学先の配慮」を追加することについて

<出された意見>

学区変更地域に住む児童であっても、市教委が認めた児童であれば通学費補助の対象にすべきである。
--

補助の対象に「通学先の配慮」が加わることは、とてもよかったと思う。学校統合により指定校変更を余儀なくされた児童への配慮として、それまで一緒に過ごした仲間と同じ学校に通いやすくなるのは有難いことです。

遠距離にならない様に通学範囲を設定したはず。基本的には事前アンケートを尊重してしっかり説明・納得を得る努力が必要。 配慮について困難な場合は交通費負担もやむなし。
--

② 通学費補助金制度の課題

ア 「通学先の配慮」の対象児童について

- 「兄弟が『通学先の配慮』で通学している小学校又は中学校に弟妹が入学する場合の対応」について

<出された意見>

まず、年齢の離れた兄弟姉妹については、本項目の適用の可否を明確にしておく必要がある。弟妹の入学を認めるのは、兄弟が在学中の場合に限るという趣旨（兄弟姉妹で同時期に同一の学校へ通学できる）であれば、そのことをしっかりと説明する必要がある（「兄弟がかつて『通学先の配慮』で通学していた小学校または中学校」への入学は適用外とする）。

そのうえで、年齢の近い兄弟姉妹であれば、同じ学校への通学を希望するケースが多くなると予測する。その際、兄弟は通学費の補助対象となり、弟妹が対象とならないのは、適用する制度が違うためとはいえ、保護者の目線からすると分かりづらく、納得を得にくい仕組みともいえる。学校の統合や学区の変更で通学先の配慮を受けている兄弟の在学中に限って、弟妹も通学費の補助対象にするなど、時限的な制度を設けることも考えられる。
--

兄弟が「通学先の配慮で」通学費補助を利用するのであれば、弟妹にも同様に

適用してあげたい。本人の卒業までの適用が難しければ、せめて兄弟が在学中に限ってでも適用できるといいと考える。

対象にすべきと考えます。

● 「学区の変更後に転居した場合の対応」について

<出された意見>

転居の場合は転校も可能としてあげられるように説明を！！

市内での転居に際して、引き続き無理なく通学可能であれば、同じ学校に卒業まで通い続けたいという児童・生徒や保護者の意思は十分に理解できるものである。その際、学校の統合と学区の再編の実施により、もともと学校があったはずの場所から学校がなくなってしまう事情も踏まえれば、転居前まで通学先の配慮の適用を受けていた児童・生徒については、転居後も引き続き同じ学校への区域外就学を認める場合、距離の条件を満たせば、通学費の補助対象に含めるという案も考えられる。

(2) 町田市の通学費補助制度についての意見交換

学校の統合と学区の再編に伴って通学距離が長くなる場合、通学費補助金の距離要件に該当する児童・生徒が増え、該当する小中学校も増える可能性があることから、現在の通学費補助金制度についても意見交換を行いました。

<出された意見>

キーワード	ご意見
補助割合	全額支給してほしい。公立の学校なのに通学するのに費用がかかる世帯とそうでない世帯がいるのは不公平に感じる。中学生になると大人料金なので負担が大きい。定期を購入する手間や、特に紛失すると見つかっても営業所まで行くので本当に負担が大きい。町田市で「通学パス」のようなものを準備し、保護者が準備しなくても良い環境を整えてほしい。乗るバスにより、営業所が違うので高校生と中学生で町田営業所と多摩営業所に行ったりする。そういった手間を省けるようにしてほしい。
	通学費補助金制度では、3分の2を補助する制度であるが、住所から指定されて学校に通学するのであれば全額補助できないのか？
	児童生徒に対しては全額補助すべきと考えます。(複数の保護者の意見です。)

補助条件の緩和	<p>学校から 1.5km 以上あって、公共交通機関を利用していても、帰りは学童なのでお迎えや朝は登校にちょうど良いバスがない、又は混んでいる等の理由で結局送迎する保護者も多いので距離が認められるのならば、定期の購入はマストでなくても良いのではないかと。</p> <p>道路の状況や家庭の事情でバス停は選べるようにしてほしい。最寄りのバス停はバスを降りた後自宅側へ道路を渡るのに信号や横断歩道のない場所を渡らなければ帰れないが、次のバス停の方が距離は遠くなるが、安全に渡れる場合、保護者が安全と判断した方のバス停を指定できるように柔軟に対応して頂きたい。又、行きは自宅から、帰りは祖父母宅へ帰宅するなどの場合も同様に、自宅と学校の距離ではなく、子どもが通学するルートと出発、到着地点を考慮してご対応いただきたい。</p>
補助対象経費の拡充	バス代だけでなく、自家用車で送迎する場合はガソリン代を補助すべきである。
家庭の状況に応じた援助の必要性	家庭の経済的な理由によって小・中学校への通学に不利が生じないよう、就学援助費・奨励費（※）の対象となる家庭に対しては、通学定期代の全額補助を継続していくことが望ましいと考える。
今後の補助制度の在り方	<p>補助制度は現行で残す方向でお願いをしたい。現在の社会環境状況では今後どう変化するか予想がつかないところがある。 ※義務教育（小・中）であることを今一度大人が知ることだろうと思う。</p> <p>児童や保護者にとって、今回の学校統合による学区の変更、それに伴い通学距離が延びることは、自分たちの意思ではないため、可能な限り通学費補助制度の対象を広げてあげたいという思いはある。ただ、国の基準と照らし合わせると町田市の条件（小学校 1.5 km以上、中学校 2.0 km以上）はかなり配慮されたものになっている。条件の線引きの難しさはあるが、それよりも通学路の危険箇所の見直しや安全対策により力を注いでほしいと願う。</p>

	<p>道路運送事業においては、燃料代の高騰や人手不足が深刻化している。もともと割引率を高め設定している通学定期運賃については、今後、価格が上昇していく可能性も予測される。その際、運賃額が変動しても、保護者が経済的に不安なく子どもを学校に通い続けさせることができるような制度にしておくことが重要である。</p>
	<p>他の自治体での補助条件等も鑑みて、2013年度より引き上げられた補助率3分の2が続いてきたが、これから「まちの新たな学校づくり」として子どもたちの教育環境をよりよくしていく目的で政策を進めるにあたって、さらなる補助の拡充にも期待したい。ただしその際は、補助を受けずに通学している家庭や一般市民の方々にも納得していただけるよう、学校の教育活動を中心にしながら、地域間の交流や地域活動の活性化も視野に入れて、地域交通政策と連動して進めていただきたい。</p>
<p>通学費補助制度に関する質問等</p>	<p>通学費補助が「全額」ではなくなぜ「2/3」なのか気になります。</p> <p>現行制度のなかでどのくらいの対象人数となるのか。転校も含めて保護者との話し合いができればいいと思う。</p>

※補足説明：「就学援助費・奨励費」の「通学費」について

○小・中学校でかかる費用の援助としては、今回議題となっている「通学費補助金」のほかに、経済的にお困りのご家庭を対象に小・中学校の授業や行事でかかる費用の援助をする「就学援助費制度」と特別支援学級に在籍している児童・生徒を対象として支援する「就学奨励費制度」があり、教育委員会では、これらの制度の対象者に通学費の援助を行っています。

○「就学援助費制度」の対象は所得による制限があるため、「就学援助費制度」も「就学奨励費制度」も対象が限られていますが、どちらの制度の対象者も通学費については利用条件が満たされた場合、1か月の定期代を上限として保護者が負担した額（全額）が支給されます。

(3) 通学費補助の意見交換を通して明らかになった課題

「学校の統合と学区の再編に伴う学区外通学制度における通学費補助の適用」案と町田市の通学費補助金制度についての意見交換を通じて、通学の負担軽減に関連するその他の課題についても意見がでました。

<出された意見>

キーワード	ご意見
新たな学校づくりの方針への理解	保護者の事情は考慮してあげることは重要。ただし、面談し、新しい学校づくりの方針は理解してもらうことが必要でしょう。
地域の繋がり	保育園・幼稚園等の繋がりや、学区外の学校を選択することが多い。そうすると地域の繋がりが薄れてしまうことが心配。
通学手段	中学の生徒は自転車通学を認めてあげても良いと思う。
	町田市全体として個別の学校の話がでると難しい。今後は通学路についてスクールバス、保育園バスなどを利用する方がいい。視野に入れて考えるべき。
児童への安全教育	通学の直接的な費用負担でないのですが、バス通学に関するマナーやルールを守る指導をどこかに入れてほしい。警察が毎年やって下さる交通安全教室に含める等、学校ではないどこか別の機関で、先生方に負担のかからない方法で実施してほしい、放課後、バス待ちの児童が騒いで歩道に出て危ない等の苦情が入ると生活指導の先生が対応して下さったりしている。授業準備等の時間が潰されてしまい本当に申し訳ない。家庭での指導にも限界があります。
その他	既にバス通学している児童がいる学校の保護者としては、定期代や距離、時間など、数値で計れるものは分かりやすく焦点が当てられるが、学区が広がると保護者会や学校行事に車で来る保護者が増え、保護者が近隣商業施設などに駐車してご迷惑をかけたしまったり、大雨の日などは車で迎えに来る保護者で学校周辺が大渋滞になってしまったり、地域にご迷惑をかけたしまったり、それらに対して学校の先生方やPTAで謝罪に行くなど数値にできない負担や心的時間的負担があることも知っていただきたい。
	ここ何年かの中に廃校になったり統合された学校もあります。過去の私が知っている限り母校の跡形もなく記念になる印もなく、ただ気持ちの中に残っているだけ…小学校の場合